

ID: 1698

担当部署: 建設水道部 建築課 指導係

処分の概要	買受計画の変更認定		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第111条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】 法第111条の規定による。 (買受計画の変更) 第111条 第109条第1項の認定を受けた者(以下「認定買受人」という。)は、買受計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認定を受けなければならない。 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	年 月 日